

指令第五號ハ首脳部連絡員實行委員支部責任者ノ手ヲ經テ
各支部員ニ傳達セラレタリ

指令第五號

(一) 首脳部は従業員一般に對して出勤せざるものは職首する旨
の掲示を出すだらうだが断じてかゝる掲示に對して恐水
させてはならぬ

(二) 大衆行動は彼等の一切の暴圧を粉微塵にする

(三) 罷業を開始すると同時に幹部の職首の發表せらるゝ場合
は首脳部の指令か出るまでは断じて罷業を打切つて
はならぬ

(四) 首脳部又は本部委員及び實行委員が檢束された場合は全
部釋放されるまで全部頑張り

(五) 中途にあらゆるデマが撒布されるやあらうが……ならぬ
今後の指令は首脳部の署名を出す

各争議團員はお互に連絡をとり

正確な指令以外断じて信用するな

(以上午後八時三十分頃、情勢)

右ノ如キ状勢切迫ノ感アリシヲ以テ各署ニ對シ極力情報ノ

蒐集ニ努メシメタルカ

(一) 勞農党本部ニ在リテハ常時細迫山花等ノ党員所在シ居ル

ニ不物本日ハ午前午後不在ニシテ市電争議ニ關シ策動シ

ツ、アルカ如シ

(二) 自動車部新宿支部争議團ニアリテハ午後九時五十分支部

大會ヲ終了後直ニ各班毎ニ府下代々幡町五八二所在ノ争

議團本部ニ全員引揚ケタリ明二十日ハ同様令所ニ出勤ス

ル模様

(三) 運輸部柳島支部争議團員ハ明朝吾婦町請地一ニ二三橋本

鶴吉方ニ引揚ケルコトニ決定